

(県政記者クラブ配布資料)

麻しん（はしか）患者が発生しました（県内2例目）

1. 概要

令和7年11月26日（水）、中央東福祉保健所管内の医療機関より、麻しん患者の報告がありました。

なお、本患者は令和7年11月15日付けで情報提供した方（以下、「1例目」という。）の接触者であることが判明しています。

麻しんは、非常に感染力が強く、免疫を持っていない場合はほぼ100%感染するといわれています。ワクチン接種歴がないなど、免疫を持たない方が、当該患者が利用した施設（交通機関、医療機関）等で接触された可能性のある方は、感染しているおそれがあることから、広く情報提供し、麻しんに対する注意喚起をします。

2. 患者の概要

(1) 概要

30歳代、女性、高知市在住、医療従事者

(2) 患者の症状等

倦怠感、発熱

(3) 行動等

11月12日（水）	1例目が最初入院した 中央東福祉保健所管内の医療機関Xで1例目と接触
11月24日（月）	倦怠感
11月25日（火）	発熱 高知市保健所管内の医療機関Yを受診 高知市内の量販店を利用
11月26日（水）	医療機関Xを受診 行政検査実施後、陽性が判明したため中央東福祉保健所に対して 患者発生届を提出

(4) 患者が利用し、不特定多数の方と接触した可能性のある場所

感染の可能性のある時間帯	場所
11月25日（火）11時30分頃から12時頃まで	ドラッグコスモス高知神田店 （高知市神田621-1）

※現時点で麻しん患者が利用した施設を利用されても、感染の心配はありません。

3. 県民の皆様へ

2週間以内（12月9日まで）に発熱や発疹などの「麻しん」が疑われる症状（発症時は軽い発熱のみの場合があります）がでた場合は、必ず受診前に医療機関へ連絡のうえ、受診時の注意点を確認し、受診するようにお願いします。

また、受診の際には、公共交通機関の利用は避け、できるだけ他者と接触しないようにし、感染を広げないように注意してください。

4. 医療機関の皆様へ

- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、海外渡航歴や国内で麻しん患者が発生した地域への旅行歴など、麻しんを意識した診療をお願いします。
- 麻しんを疑う患者が受診された際は、個室管理を行う等、麻しんの感染力の強さを踏まえた院内感染対策の実施をお願いします。
- 臨床症状等から麻しんを疑う場合は、県衛生環境研究所でウイルス検査を実施しますので、速やかに最寄りの県福祉保健所又は高知市保健所へ連絡をお願いいたします。

5. 麻しん（はしか）とは

- ・麻しんウイルスが原因の感染症で、非常に感染力の強い疾患です。
- ・感染すると約10～12日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れ、2～3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現します。
- ・症状が出る1日前から症状が治まり熱が下がって3日間までは、麻しんに対する免疫が不十分な人に感染させる可能性があります。

6. 予防方法

あらかじめ免疫をつけておくために予防接種をうけることが最も効果的です。

※ただし妊婦の方は接種することができません。

○予防接種法に基づく定期予防接種の対象者

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間

※高知県では全国に比べ第1期、2期とも接種率が低い状況にありますので、定期接種の対象者は積極的な接種をお願いします。

7. 全国及び高知県内の発生状況

- ・令和6年の累積報告数は45件で、令和7年第1週から第46週（令和6年12月30日から令和7年11月16日）までの累計報告数は239件の報告があります。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年(※)
全国	10	6	6	28	45	239
高知県	0	0	0	0	0	2

※令和7年の全国報告数には、1例目および今回の事案は含まれません。

8. 参考となるホームページ

- ・国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/ma/measles/index.html>

9. 県内の保健所一覧

	電話番号	所管市町村
安芸福祉保健所	0887-34-3177	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	0887-53-0297	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
高知市保健所	088-821-6514	高知市
中央西福祉保健所	0889-22-1249	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
須崎福祉保健所	0889-42-1875	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所	0880-35-5979	宿毛市、土佐清水市、四万十市、黒潮町、大月町、三原村

※本情報提供は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条に基づき、感染症の予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護の観点から、提供資料の範囲内での報道にご配慮をお願いします。また、施設等での取材につきましてもご遠慮いただきますようお願いいたします。

令和7年11月27日（木）
高知県健康政策部健康対策課
担当：濱田、尾木
電話：088-823-9677